

## 令和4年度 青少年育成に係る若手指導者養成奨学金 募集要項

### 1. 目的

本奨学金制度は、青少年が心身ともに健全で、持てる能力や創造性を発揮し、いきいきと尊厳をもって活躍できる豊かな社会づくりを目的に、スポーツ・芸術の分野において青少年育成に係る指導者を目指す将来有望な若者に対して、必要な知識や能力を身につける研さん活動への経済的援助を行うものです。

### 2. 応募資格

次の条件をすべて満たす者

- (1) 日本国籍（永住権可）を有する者
- (2) 令和4年7月31日の応募締切日現在で40歳以下の者
- (3) 大学の教員職（非常勤講師を除く）に就いていない者
- (4) スポーツ・芸術の分野で活動実績を有する者
- (5) 青少年育成に意欲旺盛である者
- (6) 特別奨学生については、留学先での就学等に支障のない者

### 3. 採用予定数

- (1) 特別奨学生（主に海外において指導者としての研さん活動を行う者） 1名
- (2) 一般奨学生（主に国内において指導者としての研さん活動を行う者） 5名以内

### 4. 奨学金の給付期間

原則2年間（支給開始の月から2年以内）とします。

なお、国内外の教育機関に学生としての在籍期間が2年を超える場合には、当初の給付期間を2年間とし、延長については在籍中の再提出書類をもとに再審査します。

### 5. 奨学金の給付額

- (1) 奨学金 特別奨学生 上限月額30万円  
一般奨学生 上限月額10万円
- (2) 航空賃 特別奨学生 1年間につき往復1回分の実費を支給（上限50万円）
- (3) 支度金 特別奨学生 50万円（1回限り）
- (4) 授業料 特別奨学生 年間240万円以内の実費を支給  
一般奨学生 年間120万円以内の実費を支給

※ 上記記載の項目で該当するものを就学先の物価水準等をもとに支給。返済の義務なし。  
他奨学金との併給も可。

## 6. 応募方法

下記の必要書類を郵送にて提出期限までに当財団の事務局宛にお送り下さい。持参、ファックス、メールでの受付はできません。手書きまたはワープロ入力。応募書類は返却しません。提出書類に不備がある場合は、選考の対象となりません。

- (1) 奨学金申込書：1部（所定様式／財団ウェブサイトからダウンロード）
- (2) 履歴書：1部
- (3) 推薦書 専門とする分野において、これまでに指導を受けた指導教員等2名からの推薦書で厳封したもの各1通（推薦者の役職、連絡先の他、応募者本人との関係を詳細に記載）
- (4) 指導者としての技能習得の具体的な計画書
- (5) 活動実績を記載した書類
  - ① スポーツ分野の方
    - ・過去の競技成績をまとめた書類（書式自由）：1部
  - ② 芸術分野の方
    - ・コンクールの受賞歴など実績をまとめた書類（書式自由）：1部
    - ・作品等がある場合は、作品の写し及びその概要を記載した書類：1部
    - \*ホチキス止め不可、A4片面5枚以内
- (6) 返信用封筒 定型封筒(A4が3ツ折で入るサイズ)に84円切手を貼り、宛名には応募者の住所、氏名を記入のこと。

## 7. 提出期限

令和4年7月31日（日）消印有効

## 8. 選考方法等

選考は、当財団の選考委員会が行い、理事長が決定します。選考結果は、応募者に郵送します。

- (1) 1次選考（書類）：令和4年8月  
選考の結果の通知は8月末日までに発送します。
- (2) 2次選考（面接）：令和4年9月予定  
1次選考の合格者については、9月20日頃までに面接を行います。
- (3) 最終選考：令和4年10月予定  
選考の結果の通知は10月末日までに発送します。  
選考の結果に関する問い合わせには回答していません。

## 9. 奨学生の義務

奨学生として採用されたものは、速やかに別に定める誓約書を理事長に提出しなければなりません。

奨学生は、6か月ごとに就学状況の報告、また、終了時には就学によって習得した知識、技能、申請時の計画書の達成度などを総括した報告書を提出しなければなりません。

## 10. 奨学金の支給取消、返還

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときには、奨学金の支給を取消又は返還を求めることがあります。

- (1) 計画書記載の就学先に入学ができなかったとき
- (2) 応募書類に重大な違約・違反等が認められたとき
- (3) 就学内容が採択時点の計画書から大幅に逸脱したとき
- (4) 当財団もしくは支援団体の名誉を傷つけ、または著しく迷惑をかけたとき
- (4) 奨学生の義務を怠ったとき
- (5) 長期にわたって就学、研さんの事実が認められなかったとき
- (6) 前号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

## 11. 個人情報の取り扱い

本財団は、個人情報を法令に従い適正に取り扱います。

採用者については、応募書類に記載された個人情報を本財団の事業の概要、広報誌に掲載します。

不採用者の応募書類は、一定期間財団で保管した後、適正に廃棄処分します。

## 12. その他

- (1) 応募書類および選考について
  - ・面接のための交通費は実費を支給します。
- (2) 特別奨学生について
  - ・入学やビザ等の申請は各自で手配すること。
  - ・留学期間中に生じた障害、疾病等の事故について、本財団は責任を負いません。

## 13. 問合せ・応募書類の提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-4-5 平和第1ビル

公益財団法人五井平和財団 指導者養成奨学金係

TEL : 03-3265-2071 E-mail: info@goipeace.or.jp

※本奨学金制度は用途指定の寄付金により賄われています。